

平成23年11月24日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ア サ カ 理 研
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 山 田 慶 太
(コード番号：5724)
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 本 部 長 鈴 木 忍
TEL. 024-944-4744(代)

従業員に対するストックオプション（新株予約権）に関するお知らせ

当社は、平成23年11月24日開催の取締役会において、会社法第238条等の規定に基づき、当社従業員に対し、ストックオプションとして新株予約権の募集事項を決定し、当該新株予約権を引受ける者の募集をすること等につき決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 新株予約権を発行する理由

当社の従業員の報酬と中長期的な企業価値の創造を直接的に結びつけ、当社の従業員が業績向上に対する意欲や士気を一層高め、当社の企業価値及び顧客満足をさらに向上させることを目的として、当社の新株予約権を無償で発行付与するものであります。

2. 新株予約権の内容等

(1) 新株予約権の割当を受ける者

当社従業員

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式50,000株を上限とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株とし、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times (\text{無償割当、分割または併合の比率})$$

また、当社は、上記のほか合併、株式交換、株式移転等を行う場合、その他株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で株式数を調整することができる。

(3) 発行する新株予約権の総数

500個（新株予約権1個につき普通株式100株とする。ただし、前項に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）を上限とする。

(4) 新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に2.(3)に定める新株予約権1個当たりの目的たる株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月各日（取引が成立していない日を除く）における大阪証券取引所における当社株式の普通取引の各日の終値（以下「終値」という。）の平均値（終値のない日数を除き、また1円未満の端数は切り上げる。）に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）とする。

なお、当社が、株式無償割当、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times 1 / (\text{無償割当、分割または併合の比率})$$

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く。）を行うときは、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}$$
$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式の「既発行株式数」からは、当社が保有する自己株式の数を除くものとし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。さらに、割当日後、当社が合併、株式交換、または株式移転を行う場合、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(6) 新株予約権の行使期間

平成25年12月23日から平成33年12月22日まで

(7) 新株予約権の行使の条件

権利行使時において、当社の従業員であることを要する。ただし、正当な理由により退職する限りにおいては、付与された権利を行使することができる。

新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。

新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。

新株予約権者が死亡した場合、相続を認めない。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

(9) 新株予約権の取得、消却事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社の株主総会または取締役会で承認された場合は、当社取締役会が別途定める日において、当社は同日時点で残存する新株予約権を無償で取得し、消却することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記2.(7)の条件を満たさなくなったため、新株予約権を行使できなかった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日をもって、当該新株予約権を無償で取得し、消却することができる。

(10) 新株予約権の公正価額

新株予約権の公正価額は、割当日の株価及び行使価額等を用いてブラック・ショールズ・モデルを用いて算定する。

(11) 端数の取扱い

新株予約権を交付された新株予約権者が行使した株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(12) その他新株予約権の細目

その他新株予約権の内容、募集事項及び細目については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会及び「新株予約権付与契約」で定めるところによるものとする。

以上